

## 「新憲法大綱案」の特徴と問題点

### Distinction and Problem of “New Constitutional Scheme ”

彼 谷 環  
KAYA Tamaki

#### 1. 本稿の課題

憲法改正の手法である「国民投票法」が、2007年5月14日成立した。だが、改憲に強い関心を示していた安倍晋三前首相は（注1）、同年9月12日衆院本会議での代表質問直前に突如辞意を表明し、福田康夫内閣が誕生した。参院選の結果生じた「ねじれ国会」も影響して、8月7日召集の臨時国会では、憲法改正を視野に入れ議論する「憲法審査会」の設置も見送られることとなった（注2）。

憲法改正をめぐる動向は、1970年代終盤から「ピッチをあげはじめ」（注3）、冷戦終焉を機に活発化してきた国連の集団安全保障機能や、アメリカからのさらなる軍事的要求を受けた日米安全保障条約改定の動きと連動していると指摘される（注4）。近年発表された主な改憲論としては、政党レベルでは自由民主党「新憲法草案」（2005年11月）、民主党「憲法提言」（2005年10月）等が、主要財界団体では経済同友会「意見書」（2003年4月）、日本経団連文書「わが国の基本問題を考える」（2005年1月）、日本商工会議所「憲法問題に関する懇談会報告書」（2005年6月）等が挙げられる（注5）。民間団体による「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会（民間憲法臨調）の「創憲会議 新憲法草案」もある（2005年10月）。また、2005年4月には、衆参両院の憲法調査会が5年間に及ぶ調査活動の「成果」をまとめた最終報告書を提出している（注6）。

本稿は、2007年5月3日、超党派の衆参議員からなる新憲法制定促進委員会準備会が発表した「新憲法大綱案」（以下、「大綱案」とする）を検証するものである。「大綱案」を素材とする理由として、以下の点を挙げておきたい。第一に、「大綱案」はそれほどボリュームがなく、従来の改憲論と大差ないとみられたか、マスコミや研究者による解説はほとんど行われていない。だが、自民党が結党50年を迎えるにあたり公表した「新憲法草案」が、民主党との協調を求めるあまり、その独自性を十分発揮しきれずソフトランディングせざるを得なかったのに対し、むしろ「大綱案」のほうが、従来自民党が目指してきた改憲論の流れを汲むように見受けられるからである。第二に、「大綱案」は、2000年以降の改憲潮流の基点であり集大成ともいえる自民党憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」（2004年6月）に回帰する部分が多い。換言すれば、「大綱案」は、自民党「新憲法草案」の隠れた本質を探るうえにおいて重要な存在だと思われる。

そこで、以下、「大綱案」の目的と内容を整理するとともに、自民党「新憲法草案」やそれに先立つ「論点整理」との比較をとおして、「大綱案」の特徴とそれに内在する問題点について検証する。

#### 2. 「新憲法大綱案」の目的と特徴

「大綱案」を発表した新憲法制定促進委員会準備会は、座長を古屋圭司衆院議員（自民）、事務局長を萩生田光一衆院議員（自民）とする、自民・民主・国民新・無所属の衆参議員25名からなる超党派の団体である（注

7)。安倍前首相と信条的には最も近いとされる準備会は(注 8)、「大綱案」発表にあたり、その目的を「改憲を目指す各党の接着剤の役割を果たすこと」とした。このことは、提案趣意のなかで、「党派を超えて団結し、憲法の改正ひいては新憲法の制定に向けて具体的な行動を開始することを決意」したと表記されている点からも明らかであろう。

「大綱案」は、自民党「新憲法草案」等と同様、現行憲法の各章に呼応する形式で提案がなされている。紙幅の関係もあり、本稿において「大綱案」の内容を網羅的に解説することは難しいため、ここでは、前文と天皇制、安全保障、基本的人権、統治機構というカテゴリーごとに簡単な考察を試みたい。

#### (1) 前文と天皇制

「大綱案」によれば、「日本国の歴史や、日本国民が大切に守り伝えてきた伝統的な価値観など、日本国の特性すなわち国柄を明らかにするとともに、未来へ向けてこれを継承発展させてゆく決意を宣言するものでなければならない」という観点から、「前文に盛り込むべき要素」として、①国の生い立ち、②国の基本原理、③国の目標、④新憲法制定の趣意を挙げる。

詳細をみると、①国の生い立ちについては、日本国民が「大自然の営みを畏れ敬い、これと共に生きる心を抱いてきたこと」や、「時代を超えて国民統合の象徴であり続けてきた天皇を中心として、幾多の試練を乗り越え、国を発展させてきたこと」等が考えられている。さらに、④に関連して、「冷戦後大きく変容した国家安全保障の枠組みのなかで」、「個人、家族、共同社会、地方自治体、国家および国際社会の適切な関係を再構築」

〔下線部は筆者〕する際、「大日本帝国憲法……の歴史的意義をふまえ」る、と解説する。すなわち、日本が天皇中心国家であることを確認させ、その前提のもと、冷戦後のグローバリゼーションにおける天皇中心の国家再編を、新憲法制定作業を通じて実現させようとする意図がみられる。このことは、続く「天皇」の章で、現行の「象徴」という文言を遺しつつ、「国家元首としての地位」や「象徴的元首にふさわしい国事行為」という新たな規定を明記しようとする点からも明らかであろう。

そもそも「元首」とは、国家を有機体と捉える国家有機体説から生じた言葉とされる。その法的要素としては、通常、(1)行政の首長であること、(2)対外的に国家を代表すること、等が考えられるため、「この意味での日本国の元首は、……両要素をもつ内閣ないし内閣総理大臣」となる(注 9)。したがって、「大綱案」によれば、現行憲法下では自発的に政治的行為をなしえなかった天皇が、憲法上元首としての性格を付与されることにくわえ、国事行為でも私的行為でもない第三の行為類型としての「象徴としての行為」を明文化することで、従来の憲法的議論に決着をつけようとする(注 10)。

ちなみに、自民党「新憲法草案」によると、前文には、(1)象徴天皇制の維持、(2)「不変の価値」としての国民主権等、(3)〔愛国心に換え〕「帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務」を挙げるに止まる。ゆえに、「大綱案」のほうが、「独自の伝統と文化」やそうした価値観等の継承をより強調しているという印象を与える。実際、「新憲法草案」が発表された際、中曽根康弘起草小委員長が「声を震わせながら」、「〔前文から〕日本の歴史、文化、伝統、国柄が完全に抜けている。そういう不満が爆発的にあった」としてこれを批判している(注 11)。

次に、「大綱案」は、②国の基本原理として「基本的人権を尊重する」一方、「国民一人ひとりが、公民としての自覚をもって、権利および自由を公共のために役立てること」を盛り込むべきとする。これを受け、後述する「基本的人権」の章でも、「大綱案」は真っ先に人権制約原理について触れる。そこでは、従来の人権制約原理である「公共の福祉」の曖昧性を理由に、それに代わる「明確な概念」として、「国または公共の安全」や「公の秩序」への置換が提起されている。

だが、ここに言う「公共」が何を意味し、それが果たして人権と対立する概念かどうかについて、「大綱案」の詳細な説明はない。また、ひとくちに「安全」と言っても、そこには「客観的な現実の危険に対する具体的

な安全」を意味する safety も、「将来の不安に備える安心のシステム」としての security も含まれる（注 12）。しかし、「大綱案」が「国または公共の」安全と語る以上、そこには個人の「権利」としての安全は想定されておらず、また、1990 年代以降日本において法制化されてきた各種安全立法（生活安全条例を含む）の流れのなかで捉えるなら、「国」や「公共」の安全のため、犯罪の予兆となる個人の行為も規制対象となる可能性がある。したがって、「国または公共の安全」や「公の秩序」が、「公共の福祉」に代わるほど「明確な概念」だとは言いきれず、依然として人権制約が容易に行なえるマジックワードとして用いられる危険性はある。

## （2）安全保障

「大綱案」は、国家の最重要の役割と存在意義について、「前文」において記載して「国の主権、独立および名誉の護持」と、「国民の生命・自由・財産の保全」であることを確認するとともに、日本国民に対しても「国土の防衛と国民の保護に万全を期」し、「世界平和の維持と国際紛争の平和的解決に貢献する」ことを命じる。具体的には、①現行憲法 9 条 1 項の理念の堅持と明確化、②現行憲法 9 条 2 項の削除と防衛軍の保持、③国家非常事態条項の新設、④国民の「国防の義務」を規定するという。

とくに、①については、現行憲法 9 条 1 項の理念を堅持する傍ら、「国家に固有の個別のおよび集団的自衛権を保持し、これを行使する権利を当然有することが明確になるよう」表現するという（下線部は筆者）。こうした考え方は、安倍前首相の改憲構想やその諮問機関（「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」と同様の発想だと思われる。安倍改憲論によれば、国家を個人と同レベルに扱い、自衛権は「自然権」と同一視される。

しかし、個別的・集団的自衛権は、「国家に固有の」ものだろうか。近代思想において、国家以前のものとして認められるのは、生来人間に備わっているとされる自然権である。これに対して、国家は人間の創造物にすぎず、これに自然権が当然備わっているとは解し得ない（注 13）。集団的自衛権についても、国連憲章の審議過程で米国側の発案をもとに導入されたという経緯があるとともに、憲章中に定めのあるものでも、「本質上いずれかの国の国内事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではない」と憲章自身が明記している（憲章 2 条 7）。したがって、憲章 51 条で認められていることをもって「国家に固有の」権利だとは言えず、基本的には、武力行使禁止原則（憲章 2 条 4）が適用されるべきであるし（注 14）、当該権利の行使が各国の方針に基づき行なわれるものだとしても、日本の場合は日本国憲法に則って権利行使せねばならないはずである。

「大綱案」の考えは、従来の政府解釈との整合性の点においても疑問が残る。1972 年、「自衛のための必要最小限度の実力は憲法第 9 条 2 項で禁止されている戦力には該当しない」（内閣法制局長官・吉国一郎）とされ、これをふまえ、「9 条の下において許容されている自衛権の行使は我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権の行使は、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」。ゆえに、集団的自衛権の保持も行使も、「当然」可能だとする論理は飛躍しすぎであろう。

## （3）基本的人権

基本的人権について、「大綱案」は、「権利には義務が、自由には責任が伴うという共同社会の基本原則、および基本的人権の普遍的価値を承認しつつ、わが国の歴史、伝統、文化に基く固有の権利・義務観念をふまえた人権条項を再構築し、現代の要請に対応する新しい人権を積極的に導入する」（下線部は筆者）と述べる。そのうえで、以下の 10 項目をその具体的指針として提示する。すなわち、①人権制約原理の明確化、②多神教的風土に配慮した政教分離原則の緩和、③家族の保護規定の新設、④公教育に対する国家の責務、⑤社会的費用を負担する国民の義務、⑥プライバシー権・知る権利の新設、⑦環境権・環境保全義務の新設、⑧犯罪被害者が国家から救済を受ける権利の明記、⑨生命倫理の保護、⑩知的財産権の保護、である。ここでは、とくに

以下の点につき注目したい。

まず、③の「家族の保護規定」についてである。「保護」という言葉が、「危険・破壊・困難などが及ばないようにかばい守ること」を意味するとされるため、「保護される対象」(＝家族)は「保護する側」(＝国家)の恩恵を受ける代わりに、そのコントロール下に置かれることにもなる。「大綱案」では、「祖先を敬い、幸せな家庭をつくる」ことが「わが国古来の美風としての家族の価値」であるとする旨明記するというが、そうした特定の価値を有すると認められた家族しか保護されない、という解釈が可能となろう。だが、この点につき、K・レーベンシュタインによれば、「家族、婚姻、宗教および教育に関するかぎり、それらは基本的自由以上のものであり、あらゆる国家作用から免れる、憲法に先行する「個人的自決」の領域に属する(注15)。このように、本来、私的領域に属するとされる家族については、原則上国家による不介入が宣言され得るが、今日、DVや児童虐待など、従来「私事」として国家が介入しなかった問題領域に対する「見直し」も行われている。もっとも、上述のように、「幸せな家庭」という多義的概念を用いる「大綱案」の姿勢は、私事領域の見直しというより、前近代的な家族主義への回帰が目指されていると言えよう(注16)。

また、⑤については、現行憲法の生存権規定の意義が大きく転換されることになるだろう。これに関連して、「大綱案」前文の③国の目標では、「自由な経済活動の成果」を基礎とした「活力ある福祉国家」の構築が挙げられている。だが、政府が主導する新自由主義経済活動のひとつの結果が、今日特有のワーキングプアをはじめとする新たな格差を生み出してきた。それを基礎とする福祉国家とは、どのようなものが想定されているのだろうか。そもそも生存権を中核とする社会権は、本来、経済的社会的弱者を保護し、国民が人間に値する生活を営むことを保障する権利として、国に対し一定の行為を要求する作為請求権である。だが、「大綱案」は、こうした国の責務に一切触れることなく、財源確保の面における国民の負担を強調するばかりである。自己責任・自助努力中心の「小さな政府」への志向に伴い、国が社会保障分野から手を引くようになると、民間が担う福祉サービスを楽しむ者は、今以上に生活に余裕のある者に限定されてしまうだろう。経済的弱者が生きる選択肢はさらに少なくなることが懸念される。

#### (4) 統治機構

「大綱案」は、上記の各章以外に、統治機構について、国会(衆議院における法律案再可決要件の緩和、参議院の特性や権威にふさわしい役割および議員選出方法の再検討、国务大臣の議員への出席義務規定の乱用防止、議事定足数要件の廃止、政党規定の新設など)、内閣(「衆議院解散の決定権」と「行政各部の指揮監督・総合調整権」を内閣総理大臣の専権事項とすること、「防衛軍の最高指揮権」と「非常措置権」を内閣総理大臣の新たな権限として付与することなど)、司法(最高裁における憲法裁判部門の新設、最高裁判官の国民審査制の廃止、軍事裁判所の設置など)に関する提案をおこなう。

個々に具体的論点を孕むものばかりだが、自民党「新憲法草案」や「論点整理」と重複するものについては他稿に譲るとして(注17)、ここでは「国会」における衆議院の権能の拡大と政党条項の新設、「司法」における憲法裁判部の新設、ならびに「国益事項」に関してのみ触れておこう。

まず、「大綱案」では、衆議院の権能を拡大することにより、参議院との差別化を図ろうとする狙いがみられる。提案理由をみると、「現行憲法59条2項が衆議院における法律案再可決要件として出席議員の3分の2以上の特別多数を課している」[いわゆる「衆議院の優越」]ことが、「参議院が事実上の絶対的拒否権を行使し、立法の停滞や国政の混乱を引き起こす」ため、当該要件を「出席議員の過半数」に緩和し、『「熟慮の府」・『再考の府』としての参議院の高い権威と存在意義を明確にする』のだという。これにあわせ、参議院の先議権が「人事・条約承認・決算承認など特定の案件」につき認められるなど、その「ふさわしい役割」の再検討が謳われている。さらに、分権型国家との関連から参議院選出方法についての見直し(広域自治体の首長らを構成員に加えること)も提案されている。

日本国憲法が採用する二院制において、第三・第四共和制時代のフランスに代表される民主的 second chamber 型であり、参議院の存在意義は、明治憲法における貴族院からの移行に伴い、下院の軽率な行為・過誤の回避と民意の忠実な反映にあると解される（注 18）。したがって、法律案の議決を定めた現行憲法 59 条 1 項（「法律案は、……両議院で可決したとき法律となる」）が衆参両院における慎重な審議を前提とし、かつ、同 2 項の衆院における再可決要件が厳格である理由は、上記の存在意義を受けてのことだと言える（注 19）。だが、「大綱案」は、国家の重大事項をめぐる問題についても、民意の反映という観点より迅速な政治的決定を重視して参議院の見直しを主張する。

その一方で、「大綱案」は、政党規定の新設を提案するなかで、「政党の活動の自由と党内民主主義の原則を明記する」と述べる。自民党「新憲法草案」にも政党条項がみられたが、ここでは、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることの確認と、政党の活動に対する制限の禁止にとどまる。「大綱案」が参照としたものは、一見して、ドイツ基本法の政党条項であることが推察できる。だが、ドイツにおける政党内民主制は、ナチズムを反省する「戦闘的民主主義」（Streitbare Demokratie）という特殊ドイツの価値に基づき制度化され、さらに、政党の「内部秩序」についても、いかなるレベルにおいてどの程度まで規制するかという点につき長年にわたり議論されてきた（注 20）。「大綱案」のいう「党内民主主義の原則」がいかなるものを想定しているかは不明だが、K・ヘッセの見解に依拠するならば、少なくとも、i）党員の共同決定とその地位の確保、ii）政党の地方組織の独立性と自立性、iii）議員及び会派の政党からの独立性の保障、という 3 点は、政党内民主制の「当然の帰結」として導出されねばならないだろう。民主主義とは、単に多数決の採用だけでなく、平等原則と個人の尊厳、少数派の意見の尊重等が重視されるからである（注 21）。もともと、上でみたように、慎重かつ手間隙をかけた民意の反映より、迅速で効率的な政治への転換を目指す「大綱案」の姿勢からは、政党レベルでのみ民主主義原則を実現させようとする議論は、全体的にバランスを欠いた印象を与える。

### （5）国益事項

最後に、「大綱案」のなかで最も注目したいのは、「国益事項」という章の新設である。これは、従来の改憲論には見られない提案である。

それによれば、「国家の主権、独立および名誉を護持し、国民の生命・自由・財産を保全することが国家の最重要の役割であることにかんがみ、現行憲法下では必ずしも十分に尊重されてきたとはいえない特に重要な国益を憲法に明記し、内政干渉を排除してこれを守りぬく意志を内外に表明することが必要である」とする。ここに言う「国益」には、「国家領域（領土・領海・領空）の画定、ならびに排他的経済水域および大陸棚の保全」にくわえ、「国家領域内における資源および環境の保護」が考えられている。未解決の領土・資源問題が想定されているだけでなく、先にみた「安全保障」との関連で、外国軍やテロ組織等を水際で阻止するための根拠規定となるだろう。

しかし、憲法は、国家の根本価値秩序であり、且つ、国法秩序のなかで最終的授權規範および制限規範としての性格を有するものである。そのため、国家主権の確認や資源確保を目指す「国益事項」を、「個人の尊重」を究極の目的とし、「法による権力制限」を予定する憲法に挿入することは、事柄の性質上馴染まないものであろう。かりに、憲法上「国益」が明記されると、それを守るため「防衛軍」が出動し、これに協力する国民は「公民」としての義務を果たさねばならない仕組みが出来上がる。そこには、「個人のための国家」ではなく、「国家のための人間」（西原博史）を前提とした（注 22）「大綱案」の隠された意図が窺えよう。

## 3. まとめにかえて

本稿で取り上げた「大綱案」をめぐる、新憲法制定促進委員会準備会は、今後委員会への格上げとあわせ、

独自の憲法草案作成を模索しているという(注 23)。

「大綱案」をはじめ、近年、「新憲法」という名称を冠する草案が散見されるが、それらの狙いについて、「憲法改正のための国民投票で国民に一括投票をさせようと考えている」(注 24)、「日本国憲法の基本原理を実質的に変更し、それゆえ憲法改正の限界を超え、現行憲法の廃棄である」(注 25)とする指摘がある。たしかに、「自らの手でつくる」憲法へのこだわり以外に、平和憲法の象徴である現行憲法 9 条の抜本的改正、憲法を擁護する主体の権力担当者から国民への転換、という憲法の本質を大転換させるそれらの内容に着目すると、憲法「改正」ではなく、「新」憲法の制定と呼ぶのが適当かもしれない。

そもそも「憲法」とは何か。芦部信喜の定義によれば、「国家権力を制限し一定の権能を各国家機関に授権する法、制限し授権することによって人権を保障する法、であるところに本質がある」(注 25)。ひろく「憲法による政治」を意味する立憲主義は、多義的な概念であり、その歴史を遡って論じる余裕は本稿にはない(注 26)。しかし、宗教改革と近大市民革命を通じて登場した近代立憲主義は、権力に対する対抗概念としての性格を有し、個人の尊重と「法による権力の制限」を目的として確立した。

そうした原点に立ち返ると、「大綱案」は、「新しい人権」を付与する一方で、国民に対し「公共のために」その自由や権利を「役立てる」〔=制限される〕よう求めたり、「国益」のために行動する「防衛軍」に協力することを国民の「義務」とする点からは、「権力制限規範」としての憲法から、「国民の権利制約規範」としてその性格を変質させるようである。さらに、法案の成立要件を緩やかにし、内閣総理大臣の地位と権限を強化する一方、司法部門に関して、「通常裁判の停滞防止のため」最高裁判所に憲法裁判部門を置き、最高裁判官の国民審査を廃止するという提案からは、三権のバランスが崩れ、権力機関への民主的コントロールも極力排除されることで、権力担当者にとって「限りなくやさしい」憲法が企図されていると思われる。

憲法改正の方向性とその特徴は多種多様である。本稿で取り上げた「大綱案」は、復古的権威的色合いが強いと評される自民党憲法改正プロジェクトチーム「論点整理」以上に、主観的判断を要する基準を多用し、「わが国の歴史・伝統・文化に基づく固有の権利・義務関係」の範囲内でその存在が許されるとする独自の人権概念を提起するものである。今後さらに新たな改憲論も登場するであろうが、いかなる国の形が目指されようとしているか、国民と国家の関係はどのようなものか、そして、立憲主義の根幹を揺るがすような提案ではないか等、冷静且つ詳細な分析のもとで議論していく必要がある。

(注 1) 安倍晋三氏は、第 90 代首相就任時、「5 年以内の憲法改正」「集団的自衛権の行使」「教育改革」の 3 点の公約を強調した。このうち、改憲を必要とする主な理由として、①日本国憲法の制定過程に問題がある、②時代にそぐわない条文や新しい価値観が生まれている中で見直すべき条文がある、③集団的自衛権を行使できるようにすることで日米関係は対等になる、等が挙げられた。参照、「安倍晋三自民党幹事長インタビュー——第三の憲法を白紙からつくりたい」『論座』2004 年 2 月号。

(注 2) 参照、「朝日新聞」2007 年 8 月 7 日付け、上脇博之「政党政治の現実と議会制民主主義の復活!?!——参院での与野党逆転を契機に」『法律時報』79 卷 11 号 2 頁。

(注 3) 奥平康弘『コンメンタール 改憲論者の主張』(岩波ブックレット、1983 年) 2 頁。

(注 4) 渡辺治「日本国憲法史の時期区分」杉原泰雄・山内敏弘・辻村みよ子編『日本国憲法史年表』(劉草書房、1998 年) 789 頁以下。

(注 5) 日本国憲法施行時から 2006 年 6 月までを対象とした改憲動向については、三宅裕一郎「年表 憲法改正をめぐる動き」全国憲法研究会編『続・憲法改正問題』法律時報増刊(日本評論社、2006 年) 70 頁以下参照。

(注 6) 憲法調査会報告書を解説したものとして、水島朝徳「憲法調査会とは何だったのか——その役割と機能」全国憲法研究会編・前掲(注 5)、18~20 頁。なお、近年の憲法改正動向を概観したものとして、全国憲法研究会編『憲法改正問題』法律時報増刊(日本評論社、2005 年)等参照。

- (注7) もともと教育基本法改正を目指し集結したメンバーであり、日本会議を母体とする組織でもある。
- (注8) 古屋座長は安倍晋太郎元外相秘書であり拉致議連事務局長を歴任するとともに、萩生田事務局長も「〔安倍前〕首相に近いメンバーが多い」とコメントしている(『東京新聞』2007年6月4日付け)。
- (注9) 大須賀明・栗城壽夫・樋口陽一・吉田善明編『憲法辞典』(三省堂、2001年)114頁〔横田耕一執筆分〕。
- (注10) この点、2004年に発表された自民党「憲法改正草案大綱」に近い。参照、斉藤小百合「国家と宗教」全国憲法研究会編・前掲(注6)213頁。
- (注11) 「東京新聞」2005年10月29日付け。
- (注12) 森英樹「憲法学における『安全』と『安心』——予備的考察」藤田宙靖・高橋和之編『憲法論集・樋口陽一先生古希記念』(創文社、2004年)511~512頁。
- (注13) 水島朝穂編『改憲論を診る』(法律文化社、2005年)〔高作正博執筆分〕42~47頁。
- (注14) 水島朝穂「理念なき改憲論より高次の現実主義を——『9条改憲論の研究』私はこう読んだ」『論座』2004年3月号184~191頁参照。
- (注15) カール・レーベンシュタイン、阿部照哉・山川雄巳共訳『新訂現代憲法論』(有信堂・1986年)389頁。
- (注16) 同様のことは、④公教育に対する国家の責務規定についても指摘できよう。現行憲法26条1項が保障する「子どもの教育を受ける権利」に呼応する「子どもに教育を受けさせる義務」は、第一義的に親ないし親権者が負う。他方、国は、当該権利の社会権的側面としての教育制度や教育条件の整備という義務を負うが、「国の過度の教育内容への介入は教育の自主性を害する」と考えられる。参照、芦部信喜『憲法』(岩波書店、1993年)206頁。
- (注17) さしあたり、全国憲法研究会編・前掲(注5)(注6)、水島編・前掲(注12)等参照。
- (注18) 芦部・前掲(注15)、224頁。
- (注19) 2008年1月11日成立した「新テロ対策特措法」をめぐる衆院の再可決について、水島朝穂「新テロ対策法案再可決・識者コメント——二院制を傷つける」『毎日新聞』2008年1月11日付参照。
- (注20) 詳細については、彼谷環「ドイツ政党法制と政党内民主制」『広島法学』第18巻3号(1995年)106頁以下。
- (注21) K.Hesse, *Gruendzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, 13. Aufl., Karlsruhe, Rn.175. (阿部照哉・初宿正典・井口文男・永田秀樹・武永淳訳『西ドイツ憲法綱要』(日本評論社、1982年)85、113、301頁参照)。
- (注22) 水島・前掲(注13)〔西原博史執筆分〕110~112頁参照。
- (注23) 古屋座長のブログにおいても「大綱案をベースに条文を作りたい」とある。参照、古屋圭司通信([http://www.furuva-keiji.jp/2007/05/post\\_75.html](http://www.furuva-keiji.jp/2007/05/post_75.html))。
- (注24) 渡辺治「自民党新憲法第一次案は何をねらうか」『前衛』795号(2005年10月)13頁。
- (注25) 上脇博之「政党の改憲への動き」全国憲法研究会編・前掲(注5)29頁。
- (注26) 芦部信喜『憲法』(岩波書店・2004年)iv頁。
- (注27) 立憲主義に関する参考文献として、ここでは、芦部信喜『憲法・新版』(岩波書店、1997年)、樋口陽一『憲法と国家』(岩波新書、1999年)、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社、2001年)、愛敬浩二『近代立憲主義思想の原像——ジョン・ロック政治思想と現代憲法学』(法律文化社、2003年)ほか参照。また、中富公一「国民が守るべき憲法」全国憲法研究会・前掲(注6)108~111頁は、立憲主義の観点から今日の改憲論の問題を指摘する。